

平成27年4月1日
関東森林管理局

「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取り扱い要領」等の適用について

今般、森林整備保全事業設計積算要領（以下「設計積算要領」という。）について平成27年3月24日付け26林整計第853号により一部改正され、現場管理费率及び一般管理费率等が改訂されたのでお知らせします。

また、森林保全整備事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領（以下「外注取扱要領」という。）については、平成27年3月24日付け26林整計第858号により一部改正され、調査・測量及び設計業務費の積算に係る諸経費の率の改訂等がされたので併せてお知らせします。

関東森林管理局においては、昨年改正された公共工事の品質確保に関する法律に規定される第3条の基本理念及び第7条の発注者の責務（以下「改正品確法の趣旨」という。）も踏まえ上記の改正について平成27年4月1日以降に入札受付を締め切る事業から適用することとしました。

なを、詳細については 「設計積算要領」 及び 「外注取扱要領」 の一部改正新旧対照表にて確認をお願いします。

**森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表**

改 正 後	現 行																																										
森林整備保全事業設計積算要領	森林整備保全事業設計積算要領																																										
第1～第4 [略]	第1～第4 [略]																																										
第5 事業費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。	第5 事業費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。																																										
1 本工事費の積算	1 本工事費の積算																																										
(1) [略]	(1) [略]																																										
(2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。	(2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費に区分する。																																										
ア 共通仮設費	ア 共通仮設費																																										
(7) [略]	(7) [略]																																										
(4) 算定方法 共通仮設費の算定は、運搬費、準備費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費及び安全費とし、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、その内容はそれぞれ次のとおりとする。	(4) 算定方法 共通仮設費の算定は、運搬費、準備費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費及び安全費とし、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、その内容はそれぞれ次のとおりとする。																																										
a 共通仮設費の率計算による部分 算定は、次表の工種区分ごとの率に、対象額（P）を乗じて得た額の範囲内とする。 〔算定式〕・〔k rの算定式〕 [略]	a 共通仮設費の率計算による部分 算定は、次表の工種区分ごとの率に、対象額（P）を乗じて得た額の範囲内とする。 〔算定式〕・〔k rの算定式〕 [略]																																										
工種別共通仮設費率標準値表																																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>(%)</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分	(%)	A	B	(%)	[略]					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>(%)</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分	(%)	A	B	(%)	[略]				
対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																							
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																							
工種区分	(%)	A	B	(%)																																							
[略]																																											
対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																							
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																							
工種区分	(%)	A	B	(%)																																							
[略]																																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>(%)</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分	(%)	A	B	(%)	[略]					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>(%)</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>(%)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	工種区分	(%)	A	B	(%)	[略]				
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																							
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																							
工種区分	(%)	A	B	(%)																																							
[略]																																											
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																							
適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																							
工種区分	(%)	A	B	(%)																																							
[略]																																											

工種区分	対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
			A	B
[略]				

備考 [略]

b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は工種別共通仮設費率標準値表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 道路維持工事	1.3

(注1)～(注3) [略]

(注4) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。

(7) 運搬費

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

a [略]

b 積算方法

運搬費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記のaの(d)、(e)、(f)、(g)及び(h)とし、積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

(a)～(c) [略]

(d) 敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用

敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

工種区分	対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
			A	B
[略]				

備考 [略]

b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(注1)～(注3) [略]

(7) 運搬費

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

a [略]

b 積算方法

運搬費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記のaの(d)、(e)、(f)、(g)、(h)とし、積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

(a)～(c) [略]

(d) 敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用

敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

敷鉄板の積み、取卸し費

場所	作業	費用 (円/ton)	
		片道	往復
基地	積み込み	750	1,500
仮置場	取卸し	750	

注) 現場における取卸し、積み込みに要する費用は、「森林整備保全事業標準歩掛第1編共通工第8仮設工8-10敷鉄板敷設・撤去工」に含まれているため、仮置きが必要になった場合のみ計上する。

- (e)・(f) [略]
- (イ) 準備費
- a 準備費として積算する内容は次のとおりとする。
- (a)・(b) [略]
- (c) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する小規模な伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐倒作業は含まない。）
- (d) [略]
- b 積算方法 [略]
- (オ)・(カ) [略]
- (キ) 技術管理費
- a [略]
- b 積算方法
- (a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)、(b)及び(c)のうち下記の項目とする。
- (1)～(10) [略]
- (11) 施工管理で使用するOA機器の費用 (情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む。)
- (b) [略]
- (ク) 営繕費
- a [略]
- b 積算方法
- (a) [略]
- (b) 監督員詰所、火薬庫等の設置は、工事期間、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。
- (1) [略]
- (2) 火薬庫類
- ① 火薬庫類の計上区分
- ア) [略]
- イ) 小規模工事（大規模以外の工事）

敷鉄板の積み、取卸し費

場所	作業	費用 (円/ton)	
		片道	往復
基地	積み込み	750	1,500
仮置場	取卸し	750	

注) 現場における取卸し、積み込みに要する費用は、「森林整備保全事業標準歩掛第8仮設工8-10敷鉄板敷設・撤去工」に含まれているため、仮置きが必要になった場合のみ計上する。

- (e)・(f) [略]
- (イ) 準備費
- a 準備費として積算する内容は次のとおりとする。
- (a)・(b) [略]
- (c) 除草、整地、段切り、すりつけ及び小規模な伐開、除根等に要する費用 (除草、小規模な伐開及び除根は、現場内の集積・積み込み作業を含む。)
- (d) [略]
- b 積算方法 [略]
- (オ)・(カ) [略]
- (キ) 技術管理費
- a [略]
- b 積算方法
- (a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)、(b)、(c)のうち下記の項目とする。
- (1)～(10) [略]
- (11) 施工管理で使用するOA機器の費用
- (b) [略]
- (ク) 営繕費
- a [略]
- b 積算方法
- (a) [略]
- (b) 監督員詰所、火薬庫等の設置は、工事期間、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。
- (1) [略]
- (2) 火薬庫類
- ① 火薬庫類の計上区分
- ア) [略]
- イ) 小規模工事（大規模以外の工事）

火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取扱所	鋼製移動式 3.2㎡	1日の使用量が25kg以下の場合は計上しない
火工所	組立テント式 1.9㎡	

(注) [略]

(ケ) 安全費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

(1) 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用現地条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯期間を計上する。

交通誘導警備員等の計上区分

区分	現場条件	計 算 式	
		<u>交通誘導警備員</u> A	<u>交通誘導警備員</u> B
1	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]

(注) (1) A：交通誘導警備員単価 N：配置人員

(2)～(5) [略]

(2)～(6) [略]

イ 現場管理費

(7) [略]

(イ) 算定方法

算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費(N_p)を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取扱所	鋼製移動式 3.2㎡	1日の使用量が25kg以下の場合は計上しない
火工所	組立テント式 1.9㎡	

(注) [略]

(ケ) 安全費

a [略]

b 積算方法

(a) [略]

(b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

(1) 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用現地条件に応じて、交通誘導員の配置人員、作業時間帯期間を計上する。

交通誘導員等の計上区分

区分	現場条件	計 算 式	
		<u>交通誘導員</u> A	<u>交通誘導員</u> B
1	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]

(注) (1) A：交通誘導員単価 N：配置人員

(2)～(5) [略]

(2)～(6) [略]

イ 現場管理費

(7) [略]

(イ) 算定方法

算定は、次表の工種区分ごとの率に、純工事費(N_p)を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

a 現場管理費の率計算による部分

[算定式]

現場管理費＝純工事費（ N_p ）×（現場管理费率（ J_o ）＋補正率）

・純工事費（ N_p ）は、直接工事費＋共通仮設費＋（支給品費＋無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。

a 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価

b・c

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

[J_o の算定式] [略]

工種別現場管理费率標準値表

純工事費 適用 区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	B	
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事	28.22	52.6	-0.0395	23.20
治山・地すべり工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57
森林整備	41.68	366.3	-0.1379	21.03
道路工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事	39.06	105.6	-0.0631	28.56
PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52
公園用地造成工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03

純工事費 適用 区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	B	
道路維持工事	51.14	316.8	-0.1257	31.27

a 現場管理費の率計算による部分

[算定式]

現場管理費＝純工事費（ N_p ）×（現場管理费率（ J_o ）＋補正率）

・純工事費（ N_p ）は、直接工事費＋共通仮設費＋（支給品費＋無償貸付機械評価額）による。ただし、次のものは、現場管理費算定の基礎となる純工事費に含めないものとする。

a・b

[新設]

ただし、都道府県等において当該事項について、別に取扱要領等により定めがある場合にはこれを除く。

[J_o の算定式] [略]

工種別現場管理费率標準値表

純工事費 適用 区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	B	
河川工事	38.13	862.8	-0.1979	14.28
河川・道路構造物工事	25.89	40.0	-0.0276	22.58
治山・地すべり工事	40.98	987.6	-0.2019	15.05
海岸工事	24.58	78.3	-0.0735	17.07
森林整備	38.88	293.3	-0.1282	20.58
道路工事	29.53	57.8	-0.0426	23.91
鋼橋架設工事	36.07	81.6	-0.0518	27.89
PC橋工事	27.79	88.1	-0.0732	19.33
舗装工事	36.27	480.3	-0.1639	16.08
公園用地造成工事	38.88	293.3	-0.1282	20.58

純工事費 適用 区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする (%)
		A	B	
道路維持工事	47.02	264.7	-0.1191	29.51

純工事費 適用 区分 工種区分	1000万円 以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの
	下記の率と する (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率と する (%)
		A	B	
トンネル工事	43.96	203.6	-0.0951	26.56

備考 [略]

b 現場管理費の補正

(a) [略]

(b) 施工地域、工事場所による取扱い

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。(施工地域等による補正)

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 道路維持工事	1.1

(注) 施工地域・施工場所の区分等は、共通仮設費率の補正を準用する。

(3) 一般管理費等

ア 算定方法

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

純工事費 適用 区分 工種区分	1000万円 以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を 超えるもの
	下記の率と する (%)	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率と する (%)
		A	B	
トンネル工事	41.15	159.6	-0.0841	26.35

備考 [略]

b 現場管理費の補正

(a) [略]

(b) 施工地域、工事場所による取扱い

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。(施工地域等による補正)

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

(注) 施工地域・施工場所の区分は、共通仮設費率の補正を準用する。

(3) 一般管理費等

ア 算定方法

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、次表の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

(7) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	下の算定式により算出された率	7.41%

[算定式] [略]

[Gpの算定式]

$$Gp = -4.63586 \times \log Cp + 51.34242$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

・ Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(1) [略]

(4)・(5) [略]

2～14 [略]

第6～第8-2 [略]

(7) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	下の算定式により算出された率	7.22%

[算定式] [略]

[Gpの算定式]

$$Gp = -2.57651 \cdot \log Cp + 31.63531$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

・ Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(1) [略]

(4)・(5) [略]

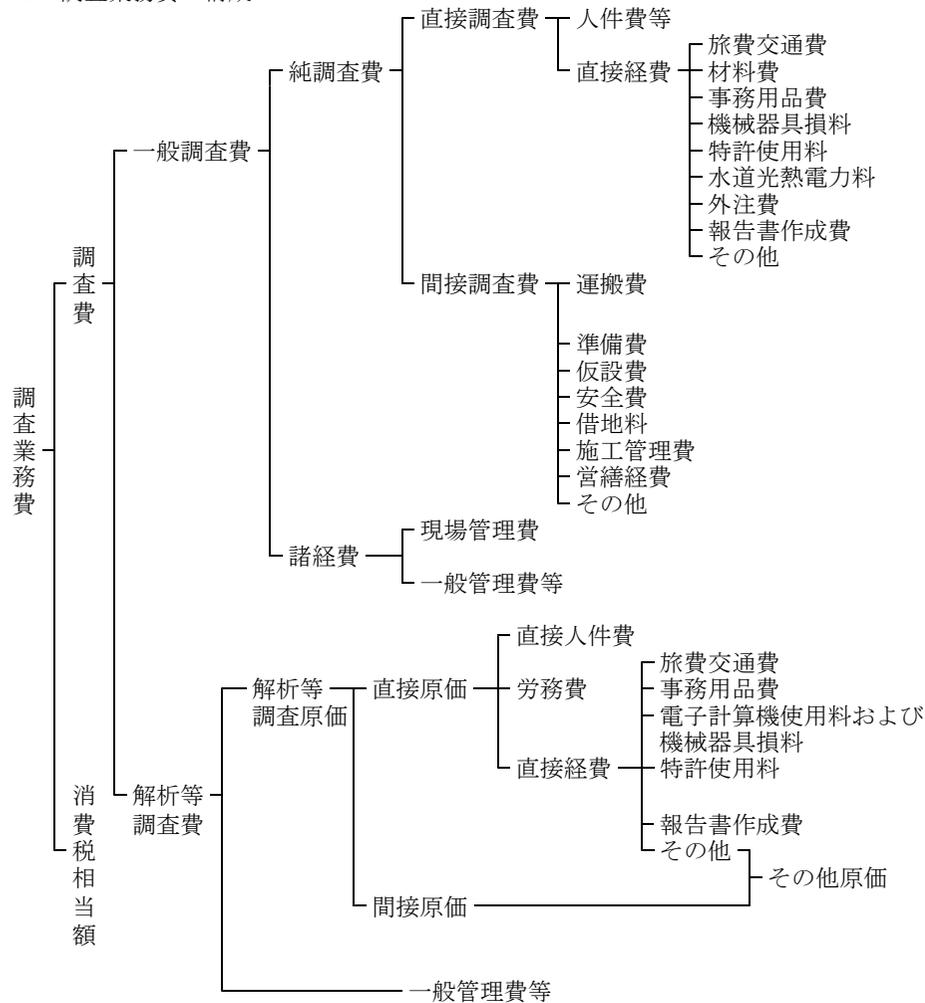
2～14 [略]

第6～第8-2 [略]

**森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領の制定について
 (平成7年4月1日付け7林野治第1078号林野庁長官通知) 一部改正新旧対照表**

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p align="center">森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 調査業務の積算基準 第2の1の調査業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。</p>	<p>別紙</p> <p align="center">森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 調査業務の積算基準 第2の1の調査業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。</p>

1 調査業務費の構成



2 構成費目の内容

調査業務費は、調査費と消費税相当額に区分し、その内容は次のとおりとする。

(1) 調査費

ア 一般調査費の積算

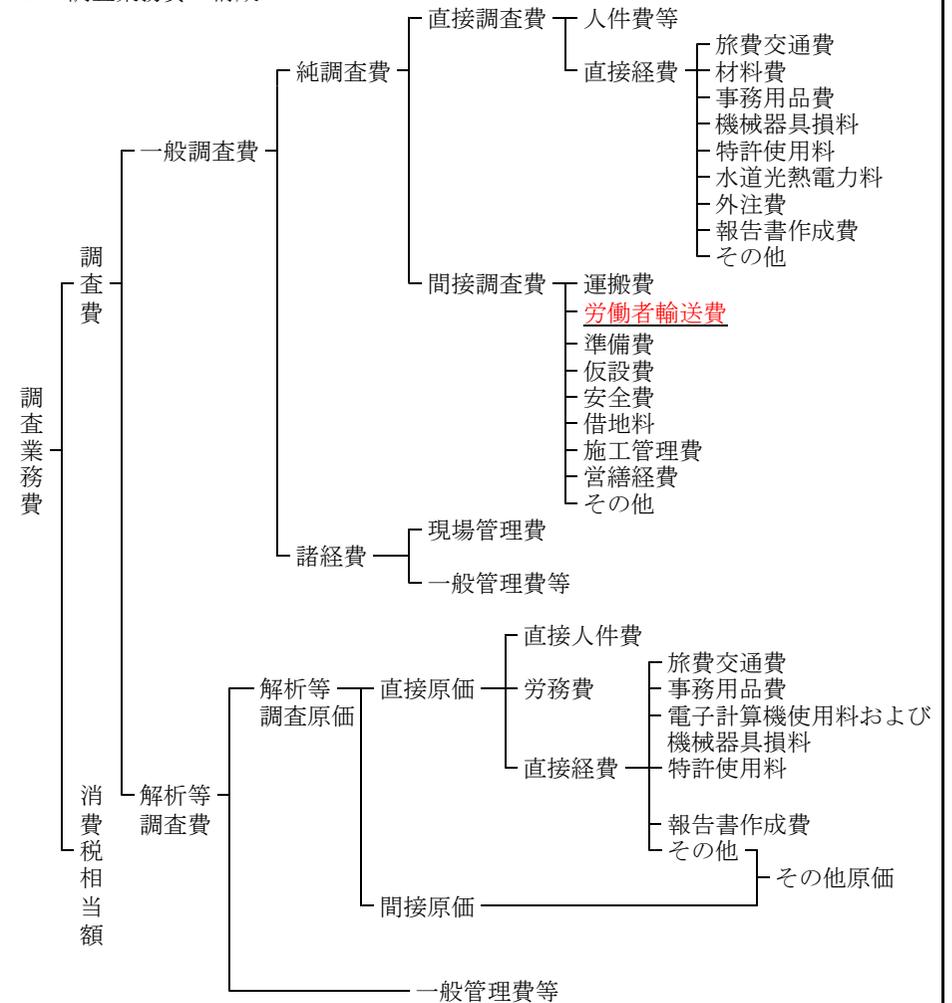
(ア) 純調査費

a [略]

b 間接調査費

(a) 運搬費

1 調査業務費の構成



2 構成費目の内容

調査業務費は、調査費と消費税相当額に区分し、その内容は次のとおりとする。

(1) 調査費

ア 一般調査費の積算

(ア) 純調査費

a [略]

b 間接調査費

(a) 運搬費

調査作業を実施するために必要な機械器具及び資機材運搬、試料やコ
アの運搬、現場内小運搬、技術者及び労務者の輸送に要する経費

[削除]

(b)～(h) [略]

(i) [略]

イ [略]

3 調査業務費の積算（建設コンサルタント等に委託する場合）

調査業務費は、次により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{調査業務費} &= \text{調査費} + \text{消費税相当額} \\ &= (\text{一般調査費} + \text{解析等調査費}) + \text{消費税相当額} \end{aligned}$$

(1) 調査費の積算

ア 一般調査費の積算

一般調査費の積算は、次により行うものとする。

$$\text{一般調査費} = \text{純調査費} + \text{諸経費} = \text{純調査費} \times (1 + \text{諸経費率})$$

(ア) 純調査費

a [略]

b 間接調査費

(a) [略]

[削除]

機械器具及び諸資材の運搬に要する経費

(b) 労務者輸送費

労務者の輸送に要する経費

(c)～(i) [略]

(i) [略]

イ [略]

3 調査業務費の積算（建設コンサルタント等に委託する場合）

調査業務費は、次により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{調査業務費} &= \text{調査費} + \text{消費税相当額} \\ &= (\text{一般調査費} + \text{解析等調査費}) + \text{消費税相当額} \end{aligned}$$

(1) 調査費の積算

ア 一般調査費の積算

一般調査費の積算は、次により行うものとする。

$$\text{一般調査費} = \text{純調査費} + \text{諸経費} = \text{純調査費} \times (1 + \text{諸経費率})$$

(ア) 純調査費

a [略]

b 間接調査費

(a) [略]

(b) 労働者輸送費

純調査費（労働者輸送費、安全費及び営繕経費を除く。以下同じ。）

の額に次表に掲げる労働者輸送費の率等であつて当該純調査費の額が該
当する区分に対応するものを乗じ、又は加えて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上限の区分
において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額
することができるものとする。

	<u>純 調 査 費 の 区 分</u>	<u>労務者輸送費の率等</u>
ア	1,000千円以下の場合	1,000分の70
イ	1,000千円を超え 2,000千円以下の場合	55
ウ	2,000千円を超え 5,000千円以下の場合	43
エ	5,000千円を超え 8,000千円以下の場合	33
オ	8,000千円を超え 20,000千円以下の場合	20
カ	20,000千円を超え 30,000千円以下の場合	17
キ	30,000千円を超え 50,000千円以下の場合	13
ク	50,000千円を超え 100,000千円以下の場合	8
ケ	100,000千円を超える場合	800千円

(b) 準備費
[文、略]

直接調査費の区分	準備費の率等
[略]	[略]

(注) P：直接調査費（千円止め）

(c)～(f) [略]

(g) 営繕経費

純調査費（安全費及び営繕経費を除く。）の額に次表に掲げる営繕経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するもの乗じて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

なお、大規模なボーリング調査等であって、上記の算出方法によるものが適切でない場合には、積み上げにより積算することができるものとする。

[表、略]

(h) [略]

(i) 諸経費

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は純調査費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するもの乗じて算出するものとする。

純調査費の区分	諸経費の率
100万円以下	52.0%
100万円を超え3000万円以下	次の算出式により求められた率
3000万円を超えるもの	32.8%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z：諸経費率（単位%）

Y：純調査費（単位円）

A：変数値=335.58

b：変数値=-0.135

諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

(c) 準備費
[文、略]

直接調査費の区分	準備費の率等
[略]	[略]

(注) P：直接調査費（単位千円）

(d)～(g) [略]

(h) 営繕経費

純調査費の額に次表に掲げる営繕経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するもの乗じて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

なお、大規模なボーリング調査等であって、上記の算出方法によるものが適切でない場合には、積み上げにより積算することができるものとする。

[表、略]

(i) [略]

(i) 諸経費

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は純調査費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するもの乗じて算出するものとする。

純調査費の区分	諸経費の率
100万円以下	47.1%
100万円を超え3000万円以下	次の算出式により求められた率
3000万円を超えるもの	28.0%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z：諸経費率（単位%）

Y：純調査費（単位円）

A：変数値=385.8

b：変数値=-0.1523

諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

イ 解析等調査費の積算

(ア) [略]

(イ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は解析等調査原価(直接経費の積上計上分及び労務費を除く。)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ウ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{解析等調査原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は解析等調査費に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(2) [略]

4 [略]

第5 測量業務の積算基準

1・2 [略]

3 測量業務費の積算

(1) [略]

(2) 直接測量費

ア [略]

イ 直接経費

(ア) 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するものとする。

技術者の名称	旅費交通費の額
測量主任技師	[略]
測量技師	[略]
測量技師補	[略]
測量助手	[略]
測量補助員	同上
測量船操縦士	同上

(イ)～(オ) [略]

イ 解析等調査費の積算

(ア) [略]

(イ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は解析等調査原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ウ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{解析等調査原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は解析等調査費に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

(2) [略]

4 [略]

第5 測量業務の積算基準

1・2 [略]

3 測量業務費の積算

(1) [略]

(2) 直接測量費

ア [略]

イ 直接経費

(ア) 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するものとする。

技術者の名称	旅費交通費の額
測量主任技師	[略]
測量技師	[略]
測量技師補	[略]
測量助手	[略]
[新設]	[新設]
〃	〃

(イ)～(オ) [略]

ウ 精度管理費

精度管理費は次により積算するものとする。

$$\text{精度管理費} = (\text{人件費等} + \text{機械器具損料}) \times \text{精度管理費率}$$

精度管理費は、測定の種類ごとに次のものとする。

[表、略]

(注) 1 溪間工及び山腹工の踏査選点、平面図作成及び打合せ協議は、精度管理費の対象としない。

2 二車線林道測量及び一車線林道測量の計画・準備、土質区分・その他調査、伐開、用地測量(境界点測量、製図及び面積計算を除く)及び保安林調査は、精度管理費の対象としない。

(3) 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

直接測量費の区分	諸経費の率
50万円以下	91.2%
50万円を超え1億円以下	次の算出式により求められた率
1億円を超えるもの	51.7%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経費率 (単位%)

Y : 直接測量費 (単位円)

A : 変数値 = 371.23

b : 変数値 = -0.107

諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

(4) [略]

第6 [略]

別表技術者の資格区分

1 [略]

ウ 精度管理費

精度管理費は次により積算するものとする。

$$\text{精度管理費} = (\text{人件費等} + \text{機械器具損料}) \times \text{精度管理費率}$$

精度管理費は、測定の種類ごとに次のものとする。

[表、略]

(3) 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

直接測量費の区分	諸経費の率
50万円以下	87.8%
50万円を超え1億円以下	次の算出式により求められた率
1億円を超えるもの	44.9%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経費率 (単位%)

Y : 直接測量費 (単位円)

A : 変数値 = 462.5

b : 変数値 = -0.1266

諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

(4) [略]

第6 [略]

別表技術者の資格区分

1 [略]

2 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	[略]
測量技師	[略]
測量技師補	[略]
測量助手	[略]
<u>測量補助員</u>	—
<u>測量船操縦士</u>	<u>船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）の規定による登録を受けている者</u>

3 [略]

2 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	[略]
測量技師	[略]
測量技師補	[略]
測量助手	[略]
[新設]	[新設]
〃	〃

3 [略]